

**改正**

平成28年3月31日規則第56号

印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例（平成19年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の指定の告示)

**第2条** 条例第8条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 重点区域の名称

(2) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲

(3) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により重点区域の指定又は変更の告示をしたときは、当該区域内に重点区域標識及び重点区域図を設置するものとする。

(勧告)

**第3条** 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（別記第1号様式）により行うものとする。

(命令書)

**第4条** 条例第10条の規定による命令は、命令書（別記第2号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

**第5条** 条例第11条第2項及び条例第12条に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第3号様式）とする。

(歩行喫煙、ポイ捨て等防止指導員)

**第6条** きれいなまちづくりを推進し、清潔で快適な生活環境を確保するため、歩行喫煙、ポイ捨て等防止指導員（以下「指導員」という。）を置くものとする。

2 指導員は、社会的信望があり、指導技術を身に付けている者のうちから市長が委嘱する。

3 指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 指導員は、非常勤の特別職とする。

5 指導員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第3条に規定する啓発活動に関すること。

(2) 条例第12条に規定する職員による指導、勧告、命令、過料手続き及び質問に関すること。

(3) 条例第15条に規定する過料の徴収に関すること。

6 指導員の勤務を要する日は、原則として1週間につき4日とし、その勤務時間は32時間を超えない範囲以内において市長が定める。

7 指導員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 業務日誌（別記第4号様式）に指導の要旨等必要な事項を記載すること。

(2) 職務遂行に当たって、条例及び規則に従い、かつ、上司の職務上の命令に従うこと。

(3) 指導員としての信用を失墜させるような言動をしないこと。

(4) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(クリーン印西推進デー)

**第7条** 条例第13条に規定する規則で定める日は、毎月第1月曜日とする。

(過料)

**第8条** 条例第15条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知及び弁明書（別記第5号様式）により告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 過料を科すときは過料処分通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

3 条例第15条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、きれいなまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月15日から施行する。ただし第6条第5項第2号の規定（過料手続きに係る部分に限る。）及び同項第3号の規定（過料の徴収に係る部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による告示、重点区域標識及び重点区域図の設置並びに第6条第1項から第4項までの歩行喫煙、ポイ捨て等防止指導員の委嘱行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

**附 則**（平成28年3月31日規則第56号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 別記

**第1号様式**（第3条）

第 年 月 日  
号

勸 告 書

住所

様

印西市長

印

あなたが行った下記の行為は、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第7条第号の規定に違反し、きれいなまちづくりを著しく害していると認められますので、速やかに、下記の措置を講ずるよう勧告いたします。

記

- 1 違反行為
- 2 措置内容

第2号様式（第4条）

|   |                  |
|---|------------------|
| 年 月 日   |                  |
| 命 令 書   |                  |
| 氏 名   | 様                |
| 住 所   |                  |
| 生年月日  |                  |
| 連 絡 先   | 自宅・勤務先・携帯電話      |
| 印西市長 印  |                  |
| <p>あなたは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第7条の規定に違反しました。<br/>よって、同条例第10条の規定により、下記の措置を命じます。</p> |                  |
| 違反の日時<br>場所<br>内容   | 年 月 日午前・午後 時 分ごろ |
| 措置内容  |                  |
| 期 限   | 年 月 日            |

第3号様式（第5条）

(表)

|   |         |
|---|---------|
| 第 号   |         |
| 身 分 証 明 書   |         |
| 所 属<br>職・氏名   |         |
| 写 真   | 年 月 日生  |
|   | 年 月 日発行 |
| 上記のものは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第15条の過料を科するための手続その他の行為を行う者であることを示す。 |         |
| 印西市長 印  |         |

9 cm

5.5 cm

(裏)

印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例（抜粋）

（指導及び勧告）

第9条 市長は、重点区域以外の区域において第7条の規定に違反している者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（命令）

第10条 市長は、第7条第2号及び重点区域内において同条第3号の規定に違反している者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入調査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（過料）

第15条 第10条の規定による命令に違反した者は、規則で定める金額の過料に処する。

第4号様式（第6条）

業 務 日 誌

|             |             |  |   |
|-------------|-------------|--|---|
| 決<br>裁      |             |  |   |
| 年    月    日 | 指<br>導<br>員 |  | ⑩ |
|             |             |  |   |

第 5 号様式（第 8 条）

|   |  |
|---|--|
| 年 月 日   |  |
| 告知及び弁明書   |  |
| 氏名  | 様  |
| 住所  |  |
| 生年月日  |  |
| 連絡先   | 自宅・勤務先・携帯電話  |
| 印西市長 印  |  |
| <p>あなたは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第10条の規定に違反しました。<br/>よって、同条例第15条の規定により過料処分の対象となります。</p> |  |
| 違反の日時<br>場所<br>内容   | 年 月 日午前・午後 時 分ごろ   |
| 弁明  | <input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。<br><input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。<br>上記事実には、誤りがある。<br>(具体的な内容)<br><br>署名 |

第6号様式 (第8条)

| 過 料 処 分 通 知 書  |                  | 年 月 日 |
|--|------------------|-------|
| 氏 名  | 様                |       |
| 住 所  |                  |       |
| 生年月日   |                  |       |
| 連 絡 先  | 自宅・勤務先・携帯電話      |       |
| 印西市長 印   |                  |       |
| <p>あなたは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第10条の規定に違反しました。よって、同条例第15条の規定により過料に処します。</p>  |                  |       |
| 違反の日時<br>場所<br>内容  | 年 月 日午前・午後 時 分ごろ |       |
|  |                  |       |
| 過 料 の 額  | 円                |       |
| <p>教示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、印西市長に対して審査請求をすることができます。</li> <li>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、印西市を被告として（訴訟において印西市を代表する者は印西市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</li> <li>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</li> </ol> |                  |       |